

犬のしつけ広場

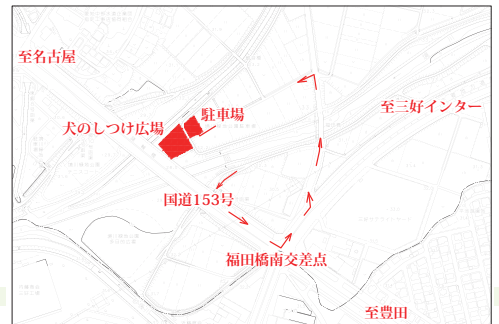
しつけ相談、勉強会、交流会など随時開催

◎問い合わせ 都市整備課 公園緑地係 ☎0561・56・0748

犬のしつけ広場とは

犬の適正飼育と飼い主のマナー向上のため、平成15年11月に国道153号高架下の境川緑地内（諸輪字仲田）に開設されたドッグ・ランのことです。

ボランティア団体の「犬のしつけ広場を愛する会」を中心とした利用者の有志によって運営され、インストラクターによる犬のしつけ相談、イベント、セミナー、勉強会、交流会などを随時開催しています。



広場を利用するには

広場の入場には「利用パスポート」と「鍵」が必要です。

利用パスポートの申請をしてください。手続き後は、いつでも自由に広場を利用できます。



▶申請方法

右記の「利用パスポート発行日」に犬を連れて直接広場へお越しください。

※発行は1日につき20頭まで（先着順）とします。また、天候などで、中止になる場合があります。

事前に掲示板 <https://9226.teacup.com/situke/bbs> で確認してください。

令和4年度利用パスポート発行日

パスポート発行日	パスポート発行時間
令和4年4月 9日（土）	11:00~12:00
5月 8日（日）	
10月 1日（土）	
10月30日（日）	

申請に必要なもの

- 1 犬の鑑札（畜犬登録）
- 2 狂犬病予防注射済票（最新のもの）
- 3 ワクチン証明書（最新のもの）
- 4 パスポート登録手数料（1頭につき2,000円）

※申請は、基本的に飼い主（犬を制御できる15歳以上の人に限る）1人につき犬1頭です。1人で複数の犬の申請をしたい場合は、事前にお電話でお問い合わせください。

※場内での犬の行動はすべて飼い主の責任となります。パスポート申請時に同意書に署名していただきます。

広場を利用するときは

犬の首輪、排泄物処理用ビニール袋、犬用飲み水、水入れ容器、タオル、犬専用のオシッコ消臭剤などをお持ちください。

●その他

- ・雨天時は、広場は使えません。
- ・駐車場および広場周辺でのノーリードやフンの放置は絶対にしないでください。
- ・詳しくは、町ホームページ「ホーム > くらし・手続き > ペット・動物 > 犬 > 犬のしつけ広場の概要」をご覧ください。



広場を利用できない人

●広場を利用できない飼い主

規則を守れない人、妊婦、体力に自信のない人、7歳以下の子ども

●広場を利用できない犬

攻撃的な犬、噛み癖のある犬、原因不明の下痢が続いている犬、伝染性の病気を持つ犬、避妊・去勢済でない犬（すでに入会している犬については可）

